

公告第2号

健保発 第28-11号
平成28年 3月15日

伊藤ハム健康保険組合
理事長 松崎 義郎



法第47条の規定による
任意継続被保険者にかかる標準報酬月額について

標記の件について、下記のとおり公告いたします。

記

1. 平成27年9月30日現在の標準報酬月額の平均額 314,640円
2. 上記の平均額を報酬月額とみなした標準報酬（月額・日額）及び適用期間
標準報酬月額 320,000円
標準報酬日額 10,670円
適用期間 平成28年4月1日～平成29年3月31日
3. 被保険者の納付すべき保険料額
保険料額（介護保険対象外）＝標準報酬月額×保険料率（100/1000）
保険料額（介護保険対象者）＝標準報酬月額×保険料率（117.20/1000）
<保険料率内訳> 一般保険料率 = 98.79/1000
調整保険料率 = 1.21/1000
介護保険料率 = 17.20/1000（40歳～64歳対象）

【例】標準報酬月額320,000円の場合の1ヶ月分保険料額

保険料額（介護保険対象外／一般＋調整） 32,000円
保険料額（介護保険対象者／一般＋調整＋介護） 37,504円

<保険料額内訳> 一般保険料額 31,613円
調整保険料額 387円
介護保険料額 5,504円

以上